

小野町公式ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小野町広報紙等への広告掲載に関する要綱(平成19年11月1日制定。以下「要綱」という。)に基づき、町が作成する小野町公式ホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置、規格及び掲載料)

第2条 要綱第4条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、小野町公式ホームページのトップページとし、町が指定した位置とする。

2 要綱第4条の規定による町長が定める広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規 格	掲 載 料	
	1 回	連続6回
バナー広告 縦70ピクセル・横150ピクセル 容量 5キロバイト以内 形式 GIF形式	10,000円	50,000円

(掲載期間等)

第3条 広告の掲載期間は1か月とし、同一の広告掲載希望者が申し込むことのできる広告は、1か月につき1枠を限度とする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第4条 広告の内容、デザイン及びリンク先の内容等については、小野町公式ホームページの公共性を損なうことのないよう、町と広告主が事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更等)

第5条 町長は、広告を掲載した後において、広告の内容、デザイン、リンク先の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれのあると判断し、若しくは要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において、広告掲載料は還付しない。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年11月1日から施行する。